

千葉県告示第541号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項及び第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定及び指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

令和5年6月27日

千葉市長 神谷俊一

1 自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

(1) 指定

訪問看護

名称	所在地	指定期間
訪問看護ステーション MGK24千葉	千葉市緑区あすみが丘1-19-2 大森ビル3階	令和5年7月1日から 令和11年6月30日
訪問看護ステーション Tida美浜	千葉市美浜区真砂5-10-4 真砂ハイツ102	令和5年7月1日から 令和11年6月30日

(2) 指定更新

薬局

名称	所在地	指定期間
コクミン薬局 千葉大病院前店	千葉市中央区矢作町805-14	令和5年7月1日から 令和11年6月30日
柏井薬局	千葉市花見川区柏井町815-5	令和5年7月1日から 令和11年6月30日
作新台マル薬局	千葉市花見川区作新台1-5-7	令和5年7月1日から 令和11年6月30日